

YORO SUPPORTER WORLD

フレンドシップパートナー募集要領

1. 趣旨

YORO SUPPORTER WORLD規約第4条に定めるSUPPORTER（以下「SUPPORTER」という。）への特典の充実及びフレンドシップパートナーのPRのために実施する。

2. SUPPORTERへの特典

SUPPORTERが来訪時に、YORO SUPPORTER WORLD規約第5条第4項に定めるSUPPORTER'S CARDをフレンドシップパートナー登録店で提示すると、フレンドシップパートナーが自ら設定した特典を受けられる。

3. フレンドシップパートナーへの登録・条件

(1) 登録

フレンドシップパートナーへの登録を希望する店舗等は、SUPPORTERへの特典を設定し、YORO SUPPORTER WORLD事務局へ申し込むこととする。

(2) 条件

- ・ふるさと養老の魅力を伝え、友愛のこころを持って対応すること。
- ・町が配布するフレンドシップパートナーシートを人目につきやすい場所に掲示すること。
- ・SUPPORTERへの特典にかかる経費を負担すること。

4. 町の役割

- ・SUPPORTERにフレンドシップパートナー登録店舗を紹介すること。
- ・SUPPORTERにフレンドシップパートナー登録店舗が希望する当該登録店舗の情報を発信すること。